

令和3年4月19日

総務企画部長専決

## 八代市結婚活動応援事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、第2期八代市まち・ひと・しごと創生総合戦略及び八代市・氷川町・芦北町定住自立圏共生ビジョンにおける取組として、結婚を望む人の出会いの場を積極的に創出する事業を行う者に対し、予算の範囲内において、八代市結婚活動応援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、20歳以上の未婚の男女が出会いカップルの成立につながる交流会等（以下「交流会」という。）であって、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 参加者が、八代市、氷川町又は芦北町に居住し、若しくは勤務する者又は居住する意思がある者であること。
- (2) 参加者の延べ人数が20人以上であること。
- (3) 参加者に対する新型コロナウイルス感染症の感染防止対策が十分に講じられていること。
- (4) 交流会の開催後も、参加者に対して継続的に情報提供、個別相談等を行う予定があること。
- (5) 参加者から1,000円以上の参加費が徴収されていること。
- (6) 営利を主たる目的としていないこと。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 次のいずれかに該当する団体等であること。
  - ア 市民活動団体、経済団体、NPO法人、地域協議会、自治会等の非営利団体
  - イ 社会貢献事業として補助事業に取り組む企業
  - ウ その他市長が適当と認める団体等
- (2) 次に掲げる要件の全てを備えている団体等であること。
  - ア 市内に住所又は事業所を有していること。

イ 定款、規約、会則等を備えていること。

ウ 宗教活動、政治活動若しくは選挙活動又はこれらの活動を行う団体等の宣伝活動を行うものでないこと。

(4) 公益を害するおそれのあるものでないこと。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、補助事業に要する経費のうち別表に定める補助対象経費の額から参加費その他の収入額を控除した額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、1団体等につき20万円を限度とする。

2 補助金の交付を行う団体等の数は、当該年度において2までとし、当該年度内における補助金の交付回数は、1団体等につき同一年度において1回を限度とする。

(補助金の交付申請等)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、八代市結婚活動応援事業補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請は、市長が指定する期間に行い、先着順の受付とする。ただし、当該期間に申請を行った団体等の数が2に満たないときは、この限りでない。

(補助金の交付決定及び通知)

第6条 市長は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、八代市結婚活動応援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）又は八代市結婚活動応援事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更申請)

第7条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、決定を受けた内容に変更が生じたときは、八代市結婚活動応援事業補助金変更申請書（様式第4号）に関係書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前条の規定は、前項の規定による補助事業の変更申請について準用する。

(補助事業の経理等)

第8条 交付決定者は、補助事業に係る経費の収支の状況を明らかにした書類、帳簿等を常に整備しなければならない。

(状況報告)

第9条 市長は、必要があると認めるときは、交付決定者に対し補助事業の遂行の状況に関し、報告を求めることができる。

(実績報告)

第10条 交付決定者は、補助事業完了後、当該補助事業の成果等を記載した八代市結婚活動応援事業補助金実績報告書(様式第5号)に関係書類を添えて、市長に報告しなければならない。

2 前項に規定する報告書等の提出期限は、当該補助事業の完了の日から起算して60日を経過した日又は事業実施年度の2月末日のいずれか早い日とする。

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条第1項の規定による報告を受けたときは、その内容を審査の上、適正であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、八代市結婚活動応援事業補助金交付額確定通知書(様式第6号)により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求等)

第12条 交付決定者は、前条の規定による通知を受けたときは、市長に補助金の交付を請求するものとし、市長は、当該請求を適当と認めるときは、速やかに補助金を交付するものとする。

2 前条及び前項の規定にかかわらず、市長は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、補助金の交付決定額の範囲内において必要額を概算払により交付することができる。

(決定の取消し等)

第13条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) その他市長が交付決定を取り消すことが適当と認めるとき。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年4月19日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象経費

- ・ 会場使用料及び借上料（備品及び音響機器に係る費用を含む。）
- ・ バス・電車等借上料
- ・ 広告宣伝費
- ・ 講師・司会者に係る費用（謝礼・旅費）
- ・ 参加者の飲食に係る費用（食材費を含み、1人当たり2,000円を限度とする。）
- ・ 消耗品費
- ・ 事前準備に係る費用（飲食代を除く。）
- ・ 人件費（5万円を限度とする額）
- ・ その他市長が必要と認めるもの

（利益等の排除）

補助事業者自身（関係会社等を含む。）からの調達分は補助対象経費から排除する。